

GPIFのガバナンス体制等

厚生労働省年金局

平成26年11月25日

現状のガバナンス体制について

被保険者

事業主

保険料

厚生労働大臣

年金制度の設計・年金財政の検証

任命

GPIF

運用委員会

【構成】

➤ 経済・金融に関し高い識見を有する者等（労使推薦の委員を含む）

【権能】

➤ 基本ポートフォリオ等資金運用の重要な方針の審議・議決

※現在、実態として運用受託機関の選定等、執行に関わる事項についても議論

➤ 執行監視

基本ポートフォリオ等に係る審議・議決

執行に関する議論

任命

諮問・報告等

審議・議決案件の承認・執行監視

理事長

【権能】

➤ 中期計画を策定（決定には運用委員会の事前承認（議決）が必要）

➤ 日々の運用執行（運用受託機関の選定等は、実態として運用委員会に諮問）

➤ 理事長を補佐する理事（1名）の任命

基本ポートフォリオ等に係る最終的な意思決定

執行

厚生労働大臣が実施する事項

○年金制度の設計・年金財政の検証・経済前提の設定

○中期目標（運用利回り・リスク許容度等）を策定・指示

○理事長、監事及び運用委員の任命

○中期計画（基本ポートフォリオ含む）の認可（※）

○独立行政法人評価委員会（委員は大臣任命）によるGPIFの業務実績の評価

※ 被用者年金一元化法施行（H27.10.1～）後は、管理運用の方針（基本ポートフォリオを含む）の承認も併せて実施

理事長が意思決定する事項

運用委員会の審議事項等

○審議事項（内規により運用委員会の承認が必要な事項）

・業務方法書の作成又は変更

・中期計画（基本ポートフォリオ含む）の作成又は変更

○上記のほか議論している事項

・管理運用方針の改正

・運用受託機関構成の見直し

・運用対象の追加 等

※運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視も行う

○法人運営関係

・人事関係

・訟務関係

・情報公開（開示決定等）

・年度計画の作成、変更

・財務諸表の作成

○管理運用関係

・基本ポートフォリオの検証

・管理運用方針の制定・改正

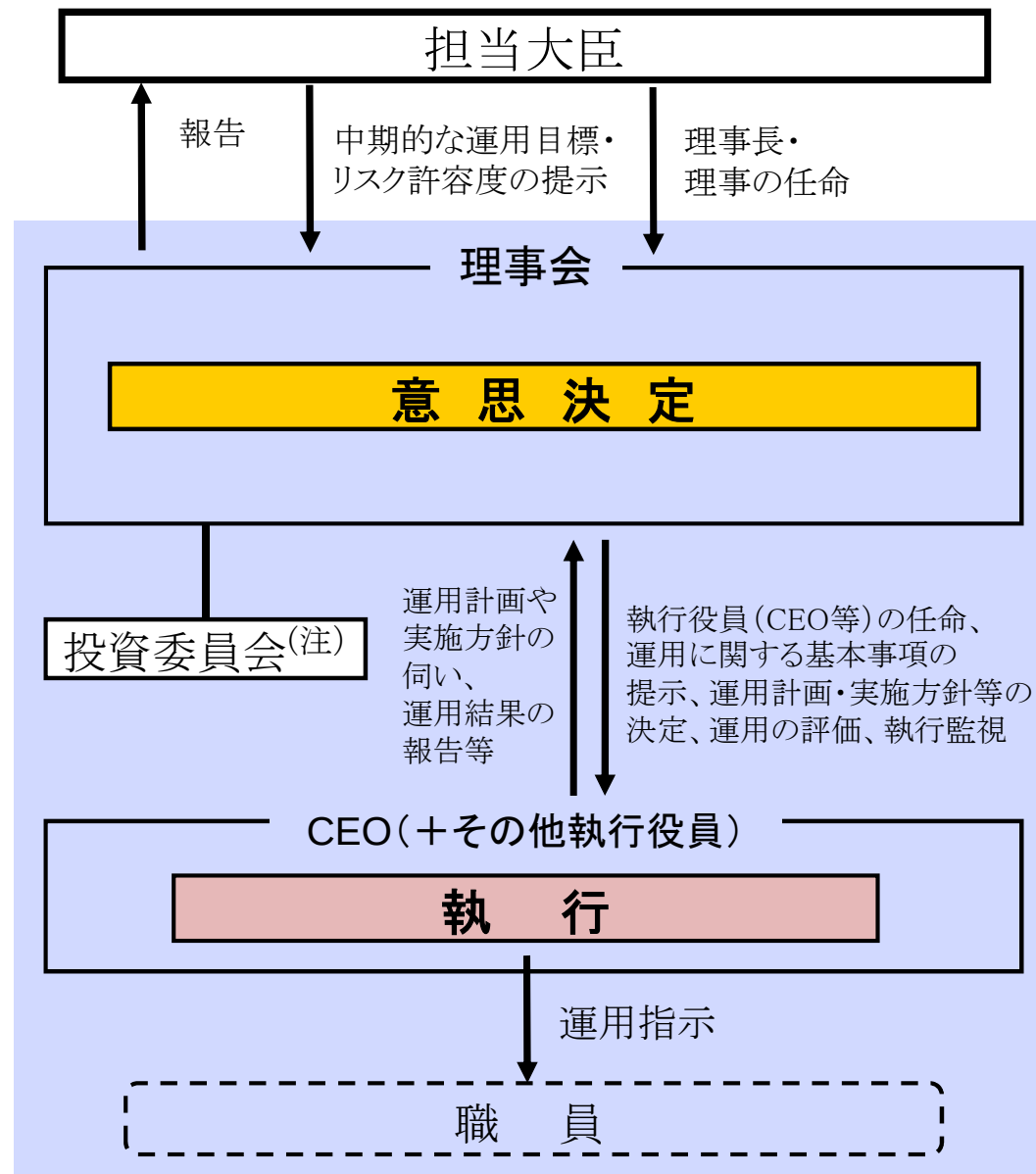
・運用受託機関、資産管理機関の評価

・運用受託機関からの資金の回収・配分の決定

・資金の短期運用の実施方針の決定

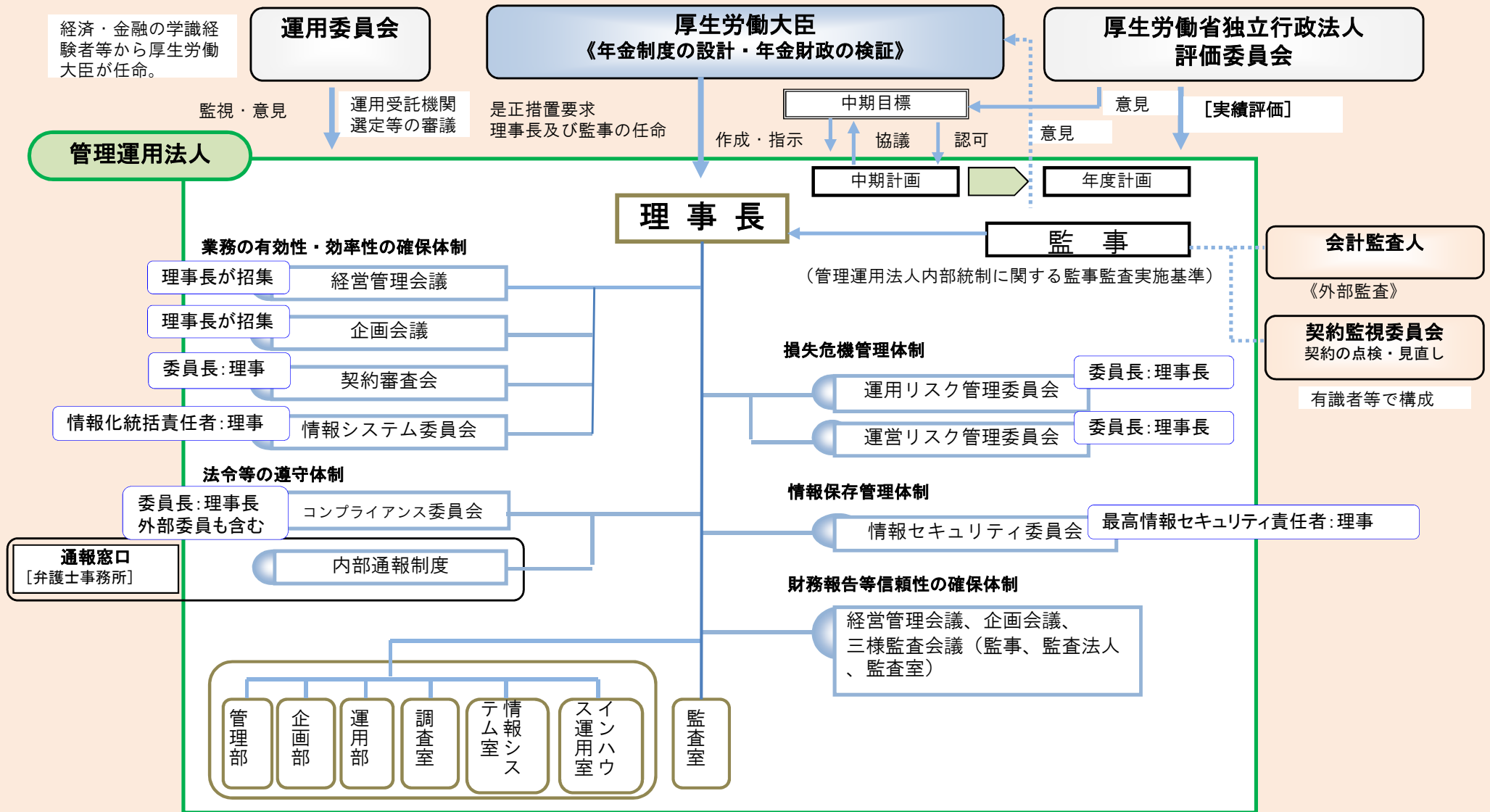
・リバランスの実施

有識者会議提言における目指すべきガバナンスの仕組み



(注) 理事会本体は基本ポートフォリオ・運用対象等の基本的事項を審議・決定し、より具体的な運用計画・実施方針等については、一部の理事等で構成される投資委員会が審議・決定する仕組み。なお、投資委員会のほか、リスク管理委員会・ガバナンス委員会等の設置についても検討。

リスク管理等に関する体制



基本ポートフォリオ見直しに併せたガバナンス体制の強化について

- 基本ポートフォリオの変更(平成26年10月31日付)に併せて、運用委員会から理事長に対し、ガバナンス体制の強化について建議があったこと等を踏まえ、以下について実施。

内部統制 の強化

- ・ ガバナンス会議の設置
- ・ 「投資原則」、「行動規範」策定
- ・ コンプライアンスオフィサー新設、等

リスク 管理体制 の強化

- ・ マクロ経済分析や市場予測
- ・ 運用資産と年金給付の一体分析
- ・ 複線型リスク管理
- ・ 専門人材の強化、等